

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

執務時間外の死亡届に係る事務手続き

提案団体

東員町、川越町、朝日町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

死亡届の受理決定及び火葬許可証の交付決定を民間事業者に委託することが可能な業務とすること

具体的な支障事例

死亡届に係る事務手続きについては、火葬を行うため、死亡届の受領及び受理、並びに火葬許可申請書の受付、並びに火葬許可証の作成、交付決定及び交付を一連の事務として行う必要がある。
本町においては、閉庁日の役場業務を請け負う委託業者の従業員を「非常勤の特別職(嘱託職員)」として委嘱することで、公務員の身分を与え、24時間、死亡届に係る一連の事務手続きができる体制をとってきたが、令和2年4月施行の地方公務員法改正により、特別職の範囲が厳格化され、これらの業務を行う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、別途正規職員または会計年度任用職員を配置することが必要となった。
本町においては、役場の閉庁日の8時15分から17時00分までの間、会計年度任用職員を配置し対応することとしたが、夜間など、正規職員または会計年度職員の配置が困難な時間帯に死亡届が提出された場合、死亡届の受理及び火葬許可書の交付決定ができないため、申請者は再度来庁する必要があり、住民サービスの低下を招いている。また、年末年始などの長期休暇においては、全ての日を会計年度任用職員でカバーすることは困難で、正規職員を配置する必要があり、戸籍事務担当課の負担が増加していることから提案に至った。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

24時間いつでも死亡届に係る事務手続きを一括して行うことができ、申請者が再度来庁する必要がなくなるため、住民サービスの向上につながる。
民間への委託が可能となることで、採用事務など会計年度任用職員の配置に係る事務や、正規職員の配置が不要となり、職員の負担が軽減される。

根拠法令等

地方公務員法第3条第3項第3号
地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン
戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日 法務省民一第317号)
墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、桐生市、川越市、柏市、中野市、宮崎市

○当市では、土日祝を含め 24 時間の受付体制を維持するために、本庁舎及び総合支所で会計年度任用職員を採用し、警備業務と死亡届に係る埋火葬許可証の発行を含む一連の事務処理を行っている。会計年度任用職員の配置ができない場合は、正職員で対応する必要があり、緊急時などにおいても必要な事務処理を迅速で適切に安定的に行うことに支障が生じる恐れがある。

○当市は現状として平日業務時間外、土日祝日は終日、当直の市職員が対応しており特に問題は無いが、将来、当直業務の委託化を検討した場合、同様の問題が発生することになる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体を実施する内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

-